



事務連絡  
平成21年3月11日

各市町村介護保険主管課 御中

神奈川県保健福祉部高齢福祉課

介護保険制度によるハンドル形電動車いすの利用者に係る鉄道利用について

日ごろ、介護保険サービスの適正な提供にご尽力いただき、厚くお礼申し上げます。

さて、今般、厚生労働省老健局振興課より、別添写しのとおり事務連絡がありましたので、別添の内容を幅広く周知徹底いただくとともに、ハンドル形電動車いすの利用者の鉄道利用が円滑に実施されるよう特段の御配慮をお願いします。

なお、当該事務連絡については、県内指定介護保険事業者あて別途当課より周知していることを申し添えます。

問い合わせ先

介護保険指導班 安藤

電話 045-210-1111

内線 4845

事 務 連 絡  
平成 2 1 年 3 月 3 日

各都道府県介護保険主管部（局）長 殿

厚生労働省老健局振興課

介護保険制度によるハンドル形電動車いすの利用者に係る鉄道利用について

平素より、介護保険行政の推進に格段の御高配を賜り厚く御礼を申し上げます。

現行では、ハンドル形電動車いすの利用者については、平成 14 年度に国土交通省が取りまとめた「交通バリアフリー技術規格調査研究報告書」における対応方針に基づき、補装具費支給制度によりハンドル形電動車いすに係る補装具費の支給を受けた者に限り、市町村から交付された「補装具費支給決定通知書」等を鉄道事業者に提示することにより、一部の鉄道車両への乗車等が可能とされているところですが、ハンドル形電動車いすの開発及び旅客施設の整備の進展を踏まえ、平成 19 年度に国土交通省が開催した交通バリアフリー技術規格調査研究委員会において再度検討が行われたところ、介護保険制度の福祉用具貸与又は介護予防福祉用具貸与によりハンドル形電動車いすの貸与を受けている者についても、一部の鉄道車両への乗車等が認められることとなりました。

ハンドル形電動車いすの利用者が鉄道を利用する際の具体的な手続きについては、上記の委員会が取りまとめた報告書により定められているところですが、介護保険制度によりハンドル形電動車いすの貸与を受けている者が鉄道の利用を希望する場合は、指定福祉用具貸与事業所又は指定介護予防福祉用具貸与事業所（以下「指定福祉用具貸与事業所等」という。）は、利用者の申請に基づき、証明書を交付する等の所要の手続きが必要となります。

つきましては、貴都道府県下の指定福祉用具貸与事業所等及び利用者に対して、別添の内容を幅広く周知徹底いただくとともに、ハンドル形電動車いすの利用者の鉄道利用が円滑に実施されるよう特段の御配慮をお願いいたします。



## 介護保険制度によるハンドル形電動車いすの利用者に係る鉄道利用について

### 1. 概要

今般、介護保険制度によりハンドル形電動車いすの貸与を受けている者については、新たに一部の鉄道車両への乗車等が認められることとなったが、当該利用者が鉄道を利用する際は、介護保険制度によるハンドル形電動車いすの利用者であることの証明が必要となる。

また、利用を希望する車両によっては、利用者のハンドル形電動車いすが、当該車両に乗車可能なハンドル形電動車いす（以下「改良型ハンドル形電動車いす」という。）であることの証明が必要な場合もあるため、介護保険制度によるハンドル形電動車いすの利用者が鉄道を利用する際の手続等については、下記利用条件及び利用方法に十分留意されたい。

### 2. 利用条件

#### (1) 利用者

福祉用具貸与又は介護予防福祉用具貸与（以下「福祉用具貸与等」という。）に係る福祉用具の種目として、ハンドル形電動車いすを利用していることの証明を受けた者

なお、証明とは、次の場合を指すものである。

- ① ハンドル形電動車いすを使用していることを証明できる利用契約書等を有していること。
- ② 指定福祉用具貸与事業所等により交付された「ハンドル形電動車いす提供証明書」（別添様式）を有していること。

#### (2) 利用可能な車両

##### ① 通勤型車両

- ② 東海道・山陽新幹線のN700系車両と同程度以上の車いす留置スペース（多目的室含む。）、車いす対応トイレ及び通路幅を有するデッキ付き車両（以下「一部のデッキ付き車両」という。）（別添2※2参照）。ただし、社団法人交通バリアフリー協議会から認定ステッカーの交付を受けた改良形ハンドル形電動車いすに限られる（別添3参照）。

なお、上記以外のデッキ付き車両については、原則として、留置スペース等の理由により利用ができないこととされている。

#### (3) 利用可能な駅

段差が解消されている駅であって、ハンドル形電動車いすによる利用に支障がない駅

なお、乗降経路、車両内部の狭隘等の空間制約による当該駅の利用の可否については、各鉄道事業者の判断によることとなる。

### 3. 利用方法

#### (1) 利用者の証明

鉄道利用の際は、原則として、利用契約書等又はハンドル形電動車いす提供証明書を携帯し、各鉄道事業者の求めに応じ提示する必要がある。

なお、利用契約書等を提示する場合、利用者である旨の確認に時間を要する場合等もあることから、利用契約書等を携帯する場合は、事前に各鉄道事業者を確認することが望ましい。

#### (2) 改良形ハンドル形電動車いすの証明

① 一部のデッキ付き車両を利用する場合、社団法人交通バリアフリー協議会が交付する、改良型ハンドル形電動車いすの認定ステッカーを当該車いすに貼り付ける必要がある。

当該ステッカーは、利用するハンドル形電動車いすが、改良型ハンドル形電動車いすであることを証明するものであるが、社団法人交通バリアフリー協議会に交付の申請をする必要がある。

② 認定ステッカーの申請等の手続き及び費用の負担（別添3参照）については、福祉用具貸与等の提供を行う指定福祉用具貸与事業所等が行うことが望ましい。

③ 認定ステッカーの交付の申請の時から当該申請に係るハンドル形電動車いすの利用者が変更された場合には、社団法人交通バリアフリー協議会に利用者の変更があった旨を連絡する必要がある。

④ 認定ステッカーの申請手続き等の詳細については、社団法人交通バリアフリー協議会へ問い合わせること。

### 4. 運用に係る留意点

運用開始日、利用条件及び利用方法等の運用の詳細については、各鉄道事業者により異なる場合もあることから、事前に各鉄道事業者へ問い合わせること。


なお、認定ステッカーの申請手続きは、平成21年3月2日より、社団法人交通バリアフリー協議会が開始しているところである。

別添様式

ハンドル形電動車いす提供証明書

介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第12項又は第8条の2第12項の規定による福祉用具貸与又は介護予防福祉用具貸与に係る福祉用具の種目として、ハンドル形電動車いすを提供していることを証明する。

年 月 日

指定（介護予防）福祉用具貸与事業所 

殿

証明年月日

年 月 日

（備考）本証明書については、記載事項を改変しない限り、他の様式としても差し支えない。

## ハンドル形電動車いすの施設利用等に係る調査研究報告書の概要（簡易版）

今般、鉄道におけるハンドル形電動車いすでの利用について、関係者からなる委員会の報告書が取りまとめられました。

1. 平成14年度の交通バリアフリー技術規格調査研究報告書において、ハンドル形電動車いすでの鉄道利用については①回転性能、②小段差・溝の乗り越えのため介助者が持ち上げることを想定した取っ手、③介助者が手押しで誘導できるよう操作しやすいクラッチ等が具備された機器開発が望まれるとされ、こうした機器開発や普及が進むまでの当面の間、①利用者はハンドル形電動車いすの必要性や運転能力の判定がなされている補装具費支給制度により給付を受けた者、かつ、②鉄道駅・車両の整備状況については、エレベーターの設置等による段差解消され、かつ、地上からホームまでの間の移動が確保された駅（ただし、乗降経路、車両内部の狭隘等の空間制約による当該駅の利用の可否は鉄道事業者が最終的に判断）という対応方針が提案された。
2. 今般、この調査研究から5年が経過し、ハンドル形電動車いすによる公共交通機関の利用が定着してきた中で、ハンドル形電動車いすの開発状況や旅客施設、車両などの設備状況の変化に対応するため、前回調査結果を見直し、更なる利用者の利便性向上を図る事を目的とした、新たな対応方針を示すものである。
3. 今回拡大及び追加された条件は以下のとおりである。
  - ①一部のハンドル形電動車いす<sup>\*1</sup>において、東海道・山陽新幹線のN700系と同程度以上の車いす留置スペース（多目的室を含む）、車いす対応トイレ、通路幅を有するデッキ付き車両<sup>\*2</sup>での利用。
  - ②介護保険制度により真にハンドル形電動車いすの利用が必要として判定がなされ貸与されている者<sup>\*3</sup>を対象。
  - ③段差が解消されている駅であってもハンドル形電動車いすによる利用ができない場合は、その理由を利用者に情報提供する。
4. なお、これらの条件は最低限度のルールとして取りまとめたものであり、これらを各鉄道事業者が安全に留意しつつ自主的な判断により緩和することを妨げるものではなく、かつ、可能な限り緩和することが望ましい。また、今回の整理を根拠に各鉄道事業者が、合理的理由なく、現在の取り扱いを狭める方向で改めることは本調査の趣旨に沿わないものであり、利用者利便の観点から望ましいものではない。

- ※1 「一部のハンドル形電動車いす」とは以下の i)～vii) を全て満たす機種である。
- i) 基本寸法 (全長 1,200mm 以下、全幅 700mm 以下、高さ 1,090mm 以下)
  - ii) 直角路走行性能 (900mm×900mm の直角路を数回の切り返しで通過可能なこと、かつ、1,000mm×1,000mm の直角路を切り返し無しで通過可能な性能を右左折両方で満たす場合)
  - iii) 左右 180 度の旋回を 1,800mm 未満で回転可能
  - iv) 取って (ハンドル形電動車いすが溝にはまった時に復旧させたり、または少し角度をずらすなどの作業が必要であるときなどに、支援者が操作できる取ってを有し、かつ、取っての存在を支援者が容易に判別できる場合)
  - v) 支援者が容易に判別できるクラッチ (緊急時に一般利用者の避難の妨げにならないよう、ハンドル形電動車いすを移動させる必要があるときに、バックサポート背面への取付けなど支援者が容易に判別できるクラッチレバーを有し、かつ、誤操作の防止など安全性に十分に配慮している場合)
  - vi) 6 km/h を超える速度を出すことができないものであり、かつ 2 km/h 以下の設定が可能
  - vii) 歩行者に危害を及ぼす恐れがある鋭利な突出部がない場合
- ※2 「東海道・山陽新幹線の N700 系と同程度以上の車いす留置スペース (多目的室を含む)、車いす対応トイレ、通路幅を有するデッキ付き車両」の目安は以下の i)～iii) を全て満たすデッキ付き車両である。
- i) 客室内の車いすスペース想定 (1,500mm×1,500mm 以上) または多目的室想定 (通路と多目的空間の進出入に支障がなく、車いすが利用できる有効面積が 1.1m<sup>2</sup> 以上のスペースで、かつ、扉幅が 900mm 以上) のいずれかを有する場合。
  - ii) 通路と車いす対応トイレ間の進出入及び便座への移乗に支障がなく、車いす対応トイレ内にて車いすが利用できる有効面積が 1.2m<sup>2</sup> 以上のスペースで、かつ、扉幅が 900mm 以上を有する場合。
  - iii) 車両の乗降口、車いすスペース、車いす対応トイレそれぞれの間の通路幅が 900mm 以上を有する場合 (乗降口のドア幅及びデッキから客室間のドア幅は、通過できることが最低限の条件であり 800mm でも可)。
- ※3 「介護保険制度により真にハンドル形電動車いすの利用が必要として判定がなされ貸与されている者」とは、以下を満たす者である。
- ・ 要介護認定結果及びサービス担当者会議における協議、判定等により (ハンドル形電動車いすが) 必要な状態と判断されているものに発行される福祉用具貸与利用の利用契約書等 (指定福祉用具貸与事業者から発行済みの利用契約書に「(単に) 電動車いす」と記載されておりハンドル形かジョイスティック形か判別がつかない場合、利用者が指定福祉用具貸与事業者に申請することによりハンドル形電動車いすの利用証明書等が発行される。) を所有している者。

## 改良型ハンドル形電動車いす用ステッカー

ハンドル形電動車いすでの鉄道利用が拡大されます。

以下の条件を満たして、認定を受けた場合、  
一部のデッキ付きの鉄道車両に乗車できます。

申請の受付開始日は平成21年3月2日(月)からです。



- 1 申請の対象となるハンドル形電動車いすの要件は次のとおりです。
  - ・ 国家公安委員会の型式認定（TSマーク）を受けた電動車いすであること。
  - ① 基本寸法；全長 1,200mm 以下・全幅 700mm 以下・全高 1,090mm 以下
  - ② 直角路走行性能；900mm×900mm の直角路を左折、右折とも数回の切り返して通過可能なこと。かつ、1,000mm×1,000mm の直角路を左折、右折とも切り返し無しで通過可能なこと。
  - ③ 180度の旋回に必要な回転寸法；左旋回、右旋回とも、1,800mm 未満であること。
  - ④ 取って；ハンドル形電動車いすが溝にはまった時に復旧させたり、または少し角度をずらすなどの作業が必要な時などに、支援者が操作できる取ってを有し、かつ、取っての存在を支援者が容易に判別できること。
  - ⑤ 支援者が容易に判別できるクラッチ；緊急時に一般利用者の避難の妨げとならないよう、ハンドル形電動車いすを移動させる必要があるときに、支援者が、容易に判別できるクラッチレバーを有し、かつ、誤動作の防止など安全性に十分に配慮していること。
  - ⑥ 速度；6km/h を超える速度を出すことができないものであり、かつ 2km/h 以下の設定が可能なこと。
  - ⑦ その他；歩行者に危害を及ぼす恐れがある鋭利な突起物がないこと。
- 2 利用認定の申請は、上記1の要件を満たすハンドル形電動車いすの場合、（社）交通バリアフリー協議会にて受付けます。「改良型ハンドル形電動車いす認定申請書」は別添の様式に沿って記載した上で、郵送またはファックスでお送りください。
- 3 認定は、（社）交通バリアフリー協議会で行いますが、その対象となるハンドル形電動車いすは、上記1の要件を満たした機種を「改良型ハンドル形電動車いす」として利用認定します。  
※平成20年9月現在、スズキ製の「タウンカート」が要件を満たしています。  
運用の詳細及び認定の基準等については、（社）交通バリアフリー協議会のホームページをご覧ください。
- 4 「改良型ハンドル形電動車いす用ステッカー」を貼付したハンドル形電動車いすにて鉄道を利用する際、利用の都度、
  - ① 補装具費支給決定通知書
  - ② ハンドル形電動車いすに係る補装具費支給証明書
  - ③ 障害者手帳の補装具欄に「ハンドル形」の記載があり、市町村の確認印のある障害者手帳
  - ④ 介護保険制度により真にハンドル形電動車いすの利用が必要として判定がなされ貸与されている者に発行される福祉用具貸与利用の利用契約書等
  - ⑤ 介護保険制度により指定福祉用具貸与事業所又は指定介護予防福祉用具貸与事業所から発行されるハンドル形電動車いす提供証明書
 の何れかの書類を窓口等で提示する必要があります。  
また、申請や利用に際して、資格を偽ったり、当事者以外の不正使用はこの制度の存続を難しくする恐れがありますので、絶対にしないでください。



5 利用開始手続きと時期

申請をいただいた後、認定となった場合、(社)交通バリアフリー協議会からステッカーを交付致しますので、ステッカーはハンドル形電動車いすの肌やすいところに貼付してください。

申請の受付開始日は平成21年3月2日(月)からです。

6 申請費用

一件につき1,000円、お申込み時にお支払い頂きます。支払い方法は、申請先または販売店にお問合せください。また、6年毎に更新になりますので、ご注意ください。

7 認定を受けた後、一部のデッキ付の列車に乗車が可能となります。

(乗車できるデッキ付き列車は各鉄道事業者にお尋ねください。)

なお、ハンドル形電動車いすによる利用が可能な駅の情報は、「らくらくお出かけネット」(<http://www.ecomo-rakuraku.jp>)や各鉄道事業者のホームページなどをご覧ください。

※ 乗車が拡大される予定の列車は、「東海道・山陽新幹線のN700系車両で運転する列車」です。(準備が整い次第、取扱いを開始予定)

8 申請先

・ 社団法人交通バリアフリー協議会

TEL 03-3584-5032

FAX 03-3584-0577

〒107-0052 東京都港区赤坂4-3-1 共同ビル(赤坂)406-2

URL ; <http://www.jtbfc.gr.jp>

## 改良型ハンドル形電動車いす認定申請書

申請者 (利用者または利用者から申請の代行等を依頼された者)

所在地 〒 \_\_\_\_\_

氏名又は所属団体名 \_\_\_\_\_ 印

### 利用者

住所 〒 \_\_\_\_\_ 性別 男 女

氏名 \_\_\_\_\_ 生年月日 \_\_\_\_\_ 年 月 日

使用するハンドル形電動車いす

銘柄 \_\_\_\_\_ 型式 \_\_\_\_\_ 車体番号 \_\_\_\_\_

### ・注意事項

利用者は鉄道利用時、その都度①～⑤の何れかの書類を駅窓口等で提示する必要がありますので、ご注意ください。

- ① 補装具費支給決定通知書
- ② ハンドル形電動車いすに係る補装具費支給証明書
- ③ 障害者手帳の補装具欄に「ハンドル形」の記載があり、市町村の確認印のある障害者手帳
- ④ 介護保険制度により真にハンドル形電動車いすの利用が必要として判定がなされ貸与されている者に発行される福祉用具貸与利用の利用契約書等
- ⑤ 介護保険制度により指定福祉用具貸与事業所又は指定介護予防福祉用具貸与事業所から発行されるハンドル形電動車いす提供証明書

- ・ 個人情報の取り扱いについては、鉄道事業者から照会があったときのみ鉄道事業者に対して公表し、それ以外には公表致しません。
- ・ ステッカーの利用有効期間は認定日より6年間です。

認定番号 \_\_\_\_\_

認定日 \_\_\_\_\_ 年 月 日